（許可の基準）

第四条　法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の能力の基準は、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、プログラム等の適切な管理及び確実な改変並びにサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次項及び第五条第三号において同じ。）を確保するための業務管理システムに関し、告示で定める基準とする。

（削る）

2　法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の体制の基準は、特定改造等に係る、改造のためのプログラム等の設計及び製作、プログラム等の管理及び改変、当該改変により改造される自動車のサイバーセキュリティの確保並びに当該自動車に発生した不具合（当該改造に係るものに限る。）の是正への対応を、申請者が統括して管理し、及び改善する体制が整備されていることとする。

3　（略）

（遵守事項）

第五条　法第九十九条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　許可に係るプログラム等の改変により改造される自動車のサイバーセキュリティを確保するために必要なものとして、国土交通大臣が告示で定める措置を講ずること。

四　（略）

附　則

1　（略）

（経過措置）

2　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）のうち、国土交通大臣が告示で定めるものについて、特定改造等をしようとする者については、当分の間、第二条、第三条第三項第一号、第四条第一項及び第五条（第一号を除く。）の規定は、適用しない。

（許可の基準）

第四条　法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の能力の基準は、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一・二　（略）

2　法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の体制の基準は、特定改造等に係る、改造のためのプログラム等の設計及び製作、プログラム等の管理及び改変、当該改変により改造される自動車のサイバーセキュリティの確保（申請者が一号申請者である場合に限る。）並びに当該自動車に発生した不具合（当該改造に係るものに限る。）の是正への対応を、申請者が統括して管理し、及び改善する体制が整備されていることとする。

3　（略）

（遵守事項）

第五条　法第九十九条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　法第九十九条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の許可を受けた者にあっては、当該許可に係るプログラム等の改変により改造される自動車のサイバーセキュリティを確保するために必要なものとして、国土交通大臣が告示で定める措置を講ずること。

四　（略）

附　則

1　（略）

（経過措置）

2　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、国土交通大臣が告示で定めるものについて、特定改造等をしようとする者については、当分の間、第二条、第三条第三項第一号、第四条第一項及び第五条（第一号を除く。）の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年一月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中道路運送車両の保安基準第二条の改正規定　公布の日

二　第一条中道路運送車両の保安基準第十八条の改正規定並びに第二条中装置型式指定規則第五条の表第四号の四、第六号及び第六号の二下欄の改正規定並びに次条の規定　令和三年一月三日

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたもの又はこの省令による改正に係る事項の認定以外に係るものに限る。）は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第四号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和四年七月四日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和六年七月四日までの間は、新規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第六号及び第六号の二下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。